

事例 1

固定資産税シリーズ

〈その5〉



負担調整措置

負担調整措置とは、3年に一度の土地の評価替えに伴う税負担の増加をゆるやかにするための措置です。この負担調整措置によって、毎年徐じよに評価額による税負担に近づけていくことになります。

昭和60年度から昭和62年度までの各年度分の固定資産税の課税標準額は、次のアまたはイのいずれか小さい額となります。

- ア 価格
 - 小規模住宅地の場合は価格× $\frac{1}{4}$
 - その他の住宅用地の場合は価格× $\frac{1}{2}$
- イ 前年度分の課税標準額×負担調整率
 - ・負担調整等
 - 宅地等（農地以外の土地）と農地とでは、負担調整が異なります。

区分	上昇率	負担調整率
宅地等	1.3倍以下のもの	1.1
	1.3倍を超え、1.5倍以下のもの	1.15
	1.5倍を超え、1.7倍以下のもの	1.2
	1.7倍を超え、1.9倍以下のもの	1.25
	1.9倍を超えるもの	1.3

区分	上昇率	負担調整率
農地	1.15倍以下のもの	1.05
	1.15倍を超え、1.3倍以下のもの	1.1
地	1.3倍を超え1.5倍以下のもの	1.15
	1.5倍を超えるもの	1.2

個々の土地に対して具体的に適用される「負担調整率」は、次の算式によって求められる「上昇率」により上記の表から求めます。

$$\text{上昇率} = \frac{\text{当該年度（小規模住宅用地は価格} \times \frac{1}{4} \text{）分の価格（その他の住宅用地は価格} \times \frac{1}{2} \text{）}}{\text{昭和59年度課税標準額}}$$

昭和59年度課税標準額

100㎡の宅地（小規模住宅用地）があり、その昭和60～62年度価格は900万円、昭和57～59年度の価格は720万円、昭和59年度の課税標準額は180万円です。

昭和60年度分、61年度分及び62年度分の課税標準額はいくらになりますか。

説明

上昇率は1.25倍（ $\frac{900 \text{万円} \times \frac{1}{4}}{180 \text{万円}}$ ）なので、負担調整率は1.1（宅地等）となります。

- ① 昭和60年度分の課税標準額は
 - ア) 900万円（60年度の価格）× $\frac{1}{4}$ （特例率）= 225万円
 - イ) 180万円（59年度課税標準額）× 1.1（負担調整率）= 198万円
 - イの方がアより小さいので 198万円となります。
- ② 昭和61年度分の課税標準額は
 - ア) 900万円（61年度の価格）× $\frac{1}{4}$ （特例率）= 225万円
 - イ) 198万円（60年度課税標準額）× 1.1（負担調整率）= 217.8万円
 - イの方がアより小さいので 217.8万円となります。
- ③ 昭和62年度分の課税標準額は
 - ア) 900万円（62年度の価格）× $\frac{1}{4}$ （特例率）= 225万円
 - イ) 217.8万円（61年度課税標準額）× 1.1（負担調整率）= 239.58万円
 - アの方がイより小さいので 225万円となります。

かえってこ〜い
1千200メートルの道路
町外に流出した たばこ消費税

全国のたばこ愛好家の数や、1日に吸う本数の率を、光町の成人にあてはめて換算すると、昭和60年度に光町に入る見込のたばこ消費税は、約4,900万円と推定されます。

ところが、実際に町に入った消費税は3,300万円あまりで、その差は1,500万円余でした。

これは、5メートルの中の道路が、延長1,200メートル舗装できる金額に相当します。

町でのたばこの購入は、それだけ町の外で求められているということになります。

健康上問題にされるたばこですが、憩の一服としてお買い求めの際は、ぜひ町内の販売店をご利用ください。

あなたのたばこが、町を豊かにします。

町 県 民 税 2 期 分
今月の納税 国民健康保険税 3 期 分
国民年金 8 月 分